

政令番号147 チオベンカルブ

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道		1.6E+2		161.1				161.1
2	青森県		1.1E+1		11.0				11.0
3	岩手県		2.4E+1		23.9				23.9
4	宮城県		9.8E+1	1.0E-1	98.3		2.4E+0	2.4	100.7
5	秋田県		4.2E+1		42.0				42.0
6	山形県		5.6E+0		5.6				5.6
7	福島県		1.4E+2		141.1				141.1
8	茨城県		3.9E+1		39.4				39.4
9	栃木県		2.7E+0		2.7				2.7
10	群馬県		2.8E+1		28.4				28.4
11	埼玉県		2.1E+2		210.2				210.2
12	千葉県		9.2E+0		9.2				9.2
13	東京都		2.0E-1		0.2				0.2
14	神奈川県		1.7E+1		16.6				16.6
15	新潟県		4.7E+1		47.4				47.4
16	富山県		2.8E+0		2.8				2.8
17	石川県		4.1E+2		414.8				414.8
18	福井県		6.2E+1		61.8				61.8
19	山梨県								
20	長野県		6.9E+0		6.9				6.9
21	岐阜県		1.0E+2		99.7				99.7
22	静岡県		1.1E+2		114.8		2.7E+2	270.0	384.8
23	愛知県		2.5E+2		246.6				246.6
24	三重県		2.9E+0		2.9				2.9
25	滋賀県		1.2E+1		11.5				11.5
26	京都府		1.0E+2		104.5				104.5
27	大阪府		5.0E-1		0.5				0.5
28	兵庫県		1.3E+2		129.8				129.8
29	奈良県		1.6E+0		1.6				1.6
30	和歌山県		2.6E+1		26.3				26.3
31	鳥取県		2.4E+1		23.9				23.9
32	島根県		1.6E+1		16.2				16.2
33	岡山県		7.0E-1		0.7				0.7
34	広島県		3.2E+0		3.2		1.1E+2	110.0	113.2
35	山口県		3.1E+0		3.1				3.1
36	徳島県		1.4E+1		14.1				14.1
37	香川県		3.0E-1		0.3				0.3
38	愛媛県		7.4E+1		74.1				74.1
39	高知県		4.2E+1		42.3				42.3
40	福岡県		6.6E+1		65.8				65.8
41	佐賀県		2.5E+1		25.4				25.4
42	長崎県		3.6E+1		35.9				35.9
43	熊本県		8.0E+1		79.8				79.8
44	大分県		3.7E+1		37.2				37.2
45	宮崎県		4.6E+1		46.1				46.1
46	鹿児島県		1.5E+1		14.7				14.7
47	沖縄県		3.0E+0		3.0				3.0
全 国			2.5E+3	1.0E-1	2,547.4		3.8E+2	382.4	2,929.8

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。